

令和8年度

沖縄県立豊見城南高等学校

「いじめ防止基本方針」

～いじめのない居心地の良い学校・学級づくりに向けて～

沖縄県立豊見城南高等学校

目 次

| | | |
|-------|-------------------------------|----|
| I | いじめの定義及びいじめについての考え方 | 1 |
| | 1. いじめの定義 | |
| | 2. いじめ防止基本方針 | |
| | 3. いじめの認知と対応についての考え方 | |
| II | 校内における委員会 | 1 |
| III | いじめの未然防止対策 | 2 |
| | 1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成 | |
| | 2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚 | |
| IV | いじめ等の早期発見 | 2 |
| | 1. 各種アンケートによる実態把握 | |
| | 2. 日常における教職員の生徒監察 | |
| | 3. 保護者・関係機関との連携 | |
| V | いじめ等への迅速対応 | 3 |
| | 1. いじめの発見 | |
| | 2. いじめられた生徒のケア | |
| | 3. いじめられた生徒の保護者に対して | |
| | 4. いじめた生徒の特定及び指導 | |
| | 5. いじめた生徒の保護者に対して | |
| | 6. いじめ傍観者への対応 | |
| VI | 重大事態への対処 | 4 |
| | 1. 重大事態に関する調査前の心構え | |
| | 2. 重大事態に関する調査実施 | |
| | 3. 重大事態に関する調査報告 | |
| VII | いじめの再発防止対策 | 5 |
| | 1. 外部関係機関との連携・相談 | |
| | 2. 事後の生活実態調査等での再発の有無の確認 | |
| VIII | 緊急時の組織的対応 | 6 |
| ※別紙資料 | | |
| ① | いじめの態様と対応の目安 | 7 |
| ② | 教師用 学校における生徒観察の視点 | 9 |
| ③ | 家庭用 いじめ早期発見チェックリスト | 9 |
| ④ | 生徒用 学校生活アンケート | 10 |

沖縄県立豊見城南高等学校「いじめ防止基本方針」

I いじめの定義及びいじめについての考え方

1. いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
[いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）]

2. いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、又いじめを傍観することがないようにいじめの防止等のための対策を行う。

3. いじめの認知と対応についての考え方

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- ② いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- ④ 「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- ⑤ いじめの対応は、学校、家庭、地域社会との連携を図り、一体となって取り組む。その解決にあたっては、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。

II 校内における委員会(組織)

- ① 「いじめ対策委員会」を特設委員会に設置する。
- ② 「いじめ対策委員会」は、いじめ等に関する重篤事案が発生し、外部関係機関との連携及び対応等が必要となった場合において臨時に招集することができる。
- ③ 「いじめ対策委員会」の構成は、委員長は校長、教頭、生徒支援部、教育相談係、養護教諭、関係HR担任、関係学年主任、特別支援コーディネーターとする。なお、必要に応じてSC等の出席を求める。

Ⅲ いじめ未然防止対策

1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

- ① 授業の充実
分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る。
- ② HR活動の充実
朝のSHR等における行動観察・各種アンケート等を活用し、生徒理解に努める。
- ③ 生徒会活動の充実
生徒会行事等を通して、学校への所属感・連帯感を高め、「いじめを絶対にゆるさない」雰囲気を醸成し、加害者にならないことはもちろん、「いじめを自分の問題と捉え、止めることは出来なくても、誰かに知らせる勇気を持つ」など傍観者にならないよう、生徒の視点から全校生徒に啓蒙する。
- ④ 規範意識の醸成
「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める。
- ⑤ 情報モラル教育の充実
インターネットの正しい活用法や情報モラル教育を通して、いじめを未然に防ぐ態度の高揚を図る。外部講師を招聘し、サイバー犯罪やSNS等によるいじめに繋がる行為を未然に防ぐための取組を行う。
- ⑥ 人権意識の高揚
いじめは人権侵害であるという意識を高める。
- ⑦ 部活動の活性化
集団行動における協調性やチームワークを学び、いじめに向かわない力を育む。
- ⑧ 教師の体罰禁止の徹底
教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の範となる。
- ⑨ 職員校内研修と年間指導計画表の作成

2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- ① 学校行事等で集団への帰属意識を高め、集団行動でのマナーを学ぶ。
- ② 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ③ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において自他の命の大切さを学ぶ。
- ④ 性(エイズ)教育講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑥ 生徒会活動及び部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

Ⅳ いじめ等の早期発見

1. 各種アンケートによる実態把握

- ① 学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
 - ・学校生活アンケート：Formsにて実施
 - ・SERAPLUS（セラプラス）アンケート
 - ・学校評価「生徒アンケート」
- ② 教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
 - ・生活実態調査

- ・部活動実態調査
- ③ 臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
- ・いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

2. 日常における教職員の生徒観察

- ① HR担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談係につなげることができるようにする。
- ⑤ 「人権の日」等を利用し、生徒、教職員の人権意識の高揚を図る。

3. 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ P T A総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④ 警察や児童相談所等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。
- ⑤ 地域との連携（自治会・中学校等）

V いじめ等への迅速対応

1. いじめの発見

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、ささいなものであっても迅速に対応し、「いじめは絶対に許さない」という学校側の姿勢を示す。
- ② いじめ発見の通報を受けた教職員は直ちに管理者及び生徒支援部主任に緊急連絡を行い、関係生徒の保護者と連携する。
- ③ いじめの重大事態の調査については、「疑い」が生じた段階で調査を開始し、調査の前に被害者、保護者に調査内容の説明を行う。

2. いじめられた生徒のケア

- ① いじめられた生徒の安全を最優先にして、いじめた生徒に対する別室指導や自宅謹慎指導等により、いじめられた生徒が安心して教育を受けられる学習環境を整える。
- ② 教育相談係を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- ③ 気になる生徒のHR担任から教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

3. いじめられた生徒の保護者に対して

- ① いじめの事実を迅速かつ正確に伝える。
- ② いじめを受けている生徒を絶対に守るという姿勢を示す。
- ③ 家庭と学校の信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

4. いじめた生徒の特定及び指導

- ① 生徒支援部主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- ② 「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。

- ③ いじめた生徒からいじめの原因となったこと、いじめられた生徒に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づかせ、謝罪の気持ちを醸成させることを目標として指導する。
- ④ 暴力を伴ったいじめにおいては、いじめた生徒に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い、指導する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめにおいても、いじめられた生徒の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。

5. いじめた生徒の保護者に対して

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

6. いじめ傍観者への対応

- ① いじめがあると相談が寄せられた場合、その生徒たちの勇気と思いやりを認めてあげる。
- ② いじめが続いている時は、周囲の生徒の受ける精神的なストレスに留意する。
- ③ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、適切な指導を行う。

VI 重大事態への対処

重大事態とは、いじめが原因で欠席期間が30日(目安)に及ぶ長期欠席が確認されると不登校重大事案として考えられ、教育委員会と協議するなど、丁寧な対応が求められる。また、生徒が「生命、心身又は財産に重大な被害」を受ける事態に至った状況に着眼して判断すると、次のような場合が考えられる。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

いじめが原因で被害生徒が退学や転学になる場合には、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、教育委員会と協議するなど、丁寧な対応が求められる。

重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為が継続し、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、早期に対応する必要がある。早期に対応し、上記の状況が確認される場合、重大事態と判断し、調査を実施する。また、被害生徒・保護者が詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。被害生徒・保護者が望まないことを理由として、検証することを怠ってはならない(決して、安易に重大事態として取り扱わないと判断してはならない)。また、重大事態に対処する組織構成として、本校いじめ対策委員会の委員を中心とし、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールロイヤー等専門的な知見からの助言を求める。

1. 重大事態に関する調査前の心構え

- ① 調査の目的は、事実関係を整理することで、いじめにより不登校等に至った疑いが

ある対象生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことである。

- ② 調査前に被害生徒・保護者に対し、調査への同意を確認し、調査事項、方法、結果の提供等を説明し、寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築することを心掛けること。また、同様な説明等を加害生徒・保護者へも説明し、調査に関する意見を適切に聞き取ること。
- ③ 客観的な事実関係を速やかに調査する必要があるため、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的に、公平・中立に事実関係を調査する。

2. 重大事態に関する調査実施

- ① 調査については、調査対象である他の生徒・保護者へ調査目的を説明し、その結果を被害生徒・保護者へ説明した後に実施する。
- ② 対象者の記憶が曖昧になることがあるため、可能な限り速やかに実施し、状況に応じて、無記名式の様式で実施することもある。
- ③ 聞き取り調査を実施する際、被害生徒、情報提供のあった生徒を守ることを最優先に実施し、事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。
- ④ 適宜、調査の進捗等の経過報告を行い、調査で得られた情報は少なくとも5年間保存することが望ましい。また廃棄を行う際には、事前に被害生徒・保護者へ説明し、行うこと。

3. 重大事態に関する調査報告

調査結果は速やかに、教育委員会へ報告すること。

VII いじめの再発防止対策

地域や家庭、関係機関（児童相談所や警察等）との連携を図りつつ、学校内外を問わず、いじめの防止及び早期発見に取り組むことで再発防止を図る。生徒へのいじめが疑われるときには、適切かつ迅速に対処する。

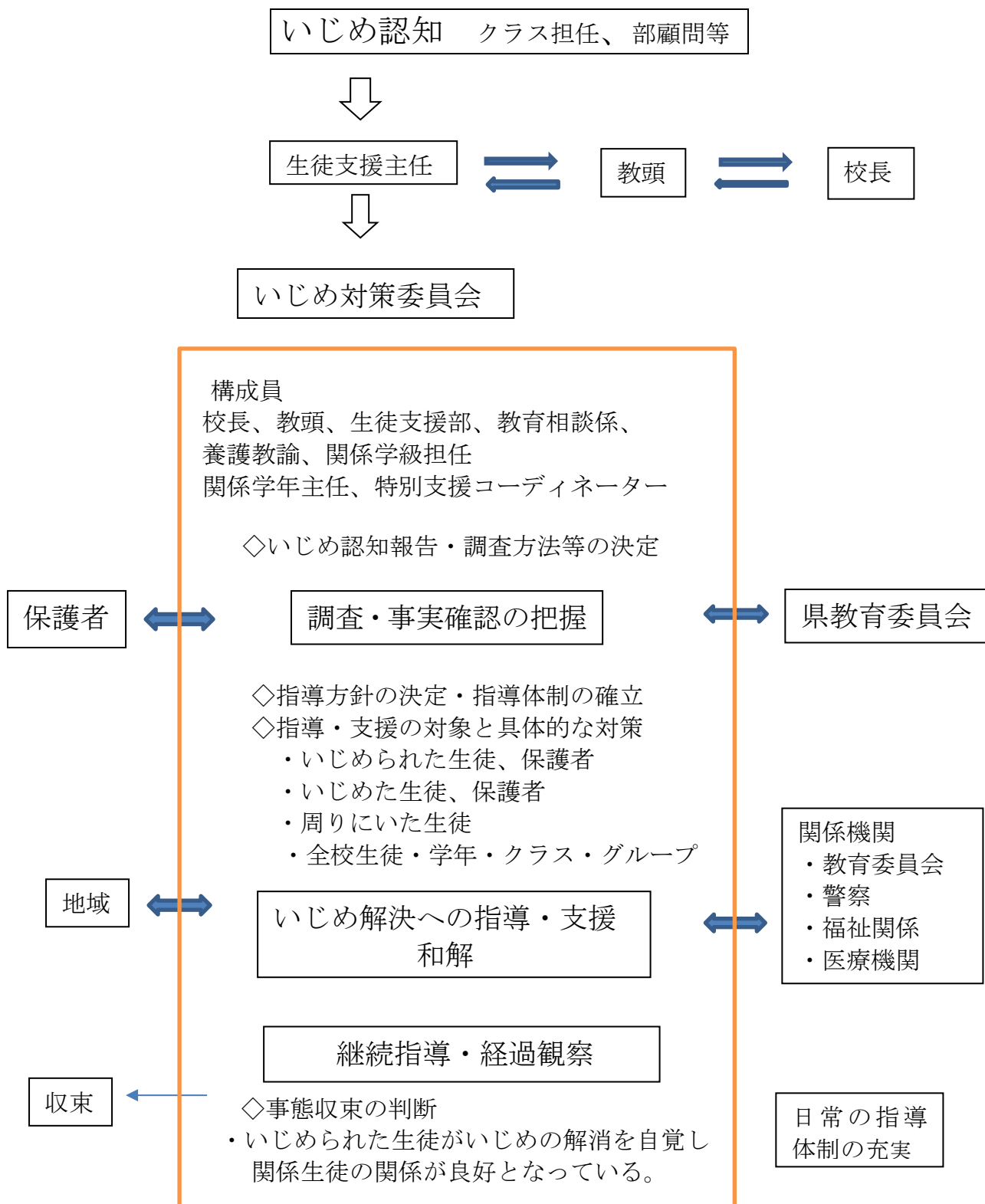
1. 外部関係機関との連携・相談

- ① 地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ② 地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

2. 事後の生活実態調査等で再発の有無の確認

- ① いじめられた生徒の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ② 拡大学年會等の情報交換において、いじめられた生徒、いじめた生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③ 「いじめのない居心地の良い学校・学級・部活」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める

VIII 緊急時の組織的対応



いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

| 段階 | 態様 | 学校の対応 |
|--|--|--|
| <p>レベル I (初期段階)</p> <p>段階 ・軽微ないじめ</p> | <p>①プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 ②軽くぶたれる。 ③ケンカを強要される。 ④物を借りて返さない。 ⑤物をぶつけられる。 ⑥いじられ役になる。 ⑦言葉やネット上でのからかいを受ける。 ⑧写真をネットに勝手に掲載される。</p> <p>等</p> | <p>校内規定に準じ、指導・支援を行う</p> <p>警察へ「相談・通報」</p> <p>警察へ「通報」</p> |
| <p>レベル II (中期・前半期)</p> <p>段階 ・被害のエスカレート ・手口の多様化</p> | <p>①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。 ②被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。 ③窃盗を強要（万引きの見張り役等も含む）される。 ④（軽い）ケガを負わされる。 ⑤「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。 ⑥恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。</p> <p>等</p> | |
| <p>レベル III (中期・後半期)</p> <p>段階 ・指導が困難</p> | <p>①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。 ②レベル I や II の段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。 ③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。</p> <p>等</p> | |
| <p>レベル IV (末期段階)</p> <p>段階 ・深刻な被害 ・被害者に事件化の意志有り</p> | <p>①治療を要するケガを負わされる。 ②執拗な金銭の強要等がある。 ③身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。</p> <p>等</p> | |

教師用「学校における生徒観察の視点」

| | 観察の視点(変化に気づく) | |
|--------------------|--|---|
| S H R | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん | <input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい |
| 授業の開始時 | <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る | <input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある |
| 授 業 中 | <input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる ○不真面目な態度が目立つ | <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い ○ふざけて質問をする |
| 休 憩 時 | <input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い ○悪ふざけをすることが多い |
| 昼 食 時 | <input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される | <input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る |
| 清 掃 時 | <input type="checkbox"/> 一人が残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる | <input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる |
| 放 課 後 | <input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる | <input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る ○他の子の荷物を持っている |
| 動作・表情等 | <input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する ○乱暴な言葉遣いをする | <input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ ○反抗的態度が増える |
| 持 ち 物 服 装 容 儀 等 | <input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される ○高価な物を持ってくる | <input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる ○目立つ服装をしてくる |
| そ の 他 | <input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする | <input type="checkbox"/> 提出物が遅れる ○校則違反、問題行動をする |

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談係に相談して下さい。

| 番号 | 項 目 | チェック |
|----|-------------------------|------|
| 1 | 登校をしぶるようになった。 | |
| 2 | 朝、起きるのが遅くなった。 | |
| 3 | 食欲がないといって、食事の量が減った。 | |
| 4 | 携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。 | |
| 5 | メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。 | |
| 6 | 学校での出来事を話さなくなった。 | |
| 7 | 友人が変わった。 | |
| 8 | 友人と遊ぶことが少なくなった。 | |
| 9 | お金を欲しがるようになった。 | |
| 10 | 物をなくしたり、壊したりすることが増えた。 | |
| 11 | びくびくするようになった。 | |
| 12 | 自分の部屋にいる時間が増えた。 | |
| 13 | 小さな傷が増えた。 | |
| 14 | 質問されることをいやがるようになった。 | |
| 15 | 親が知らない人からの電話が増えたように感じる。 | |
| 16 | 携帯電話等の料金が高額になった。 | |
| 17 | 帰宅時刻が遅くなってきた。 | |
| 18 | 言葉遣いが荒くなった。 | |
| 19 | 買い与えていない物を持つようになった。 | |
| 20 | 金遣いが荒くなった。 | |

■学校の TEL 番号：098（850）1950

■学校の FAX 番号：098（850）9239

生徒用「学校生活アンケート」

このアンケートは学校生活をよりよくするために定期的に行うもので、豊見城南高校の実態を把握するためのとても大切なものです。ここに書いた内容や情報は先生方しか見ることができません。学校が責任を持って守りますので安心して答えてください。(授業中や部活動、校外、放課後なども含みます。)

1. 今年度に入って、あなたは「いじめ」、行き過ぎた「いたづら・からかい・殴る・蹴る」を受けたことがありますか。
① ある ② ない
- 2 「ある」と答えた人は、どのような内容ですか。(複数回答可)
① 言葉での脅し ② 過度の冷やかし・からかい ③ 集団による無視 ④ 仲間はずれ
⑤ 物を取られたり、隠される ⑥ 暴力行為 ⑦ いじりなど嫌なことをさせられる
⑧ 使いばしりをさせられる ⑨ カバンや机にゴミなどを入れられる
⑩ お金を取られたり、持ってくるように強要されたりする ⑪ その他
- 3 「その他」を選んだ生徒へ。それはどんな内容ですか。
- 4 それは誰からですか？(書ける人は書いてください)
- 5 それは今も続いていますか
① 続いている ② 続いていない
- 6 今年度に入って、友達が「いじめ」や行き過ぎた「いたづら・殴る・蹴る」等を受けているところを見たことや聞いたことがありますか。
① ある ② ない
- 7 「ある」と答えた人は、どのような内容ですか。(複数回答可)
① 言葉での脅し ② 過度の冷やかし・からかい ③ 集団による無視 ④ 仲間はずれ
⑤ 物を取られたり、隠される ⑥ 暴力行為 ⑦ いじりなど嫌なことをさせられる
⑧ 使いばしりをさせられる ⑨ カバンや机にゴミなどを入れられる
⑩ お金を取られたり、持ってくるように強要されたりする ⑪ その他
- 8 「その他」を選んだ生徒へ。それはどんな内容ですか。
- 9 それは誰が誰をいじめていましたか。(書ける人は書いてください)
- 10 今年度に入って、学校で迷惑行為(授業妨害や暴言、器物破損、悪質なマナー違反、等)を見たことや、聞いたことはありませんか？
① ある ② ない
- 11 「ある」と答えた生徒は、どのような内容ですか。(書ける人は書いてください)
- 12 今年度に入って、SNS(LINE)などで悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりした経験がありますか。
- 13 「ある」と答えた生徒へ。それは今でも続いていますか。
① 続いている ② 続いていない

- 14 それは誰からですか（書ける人は書いてください）
- 15 今年度に入って、教科書・ノート・体育着などの学習用具や金銭が紛失したり、無断で借りたりする行為などを見たことがありますか。
① 紛失したことがある ② 見たことがある ③ ない
- 16 「紛失したことがある」、「見たことがある」と答えた生徒へ。それはどのような内容ですか（書ける人は書いてください）
- 17 今年度（R7. 4月～）に入って、いじめ等についてだれかに相談したことはありますか。
① ある ② ない
- 18 誰に相談しましたか。（書ける人は書いてください）複数回答可
① 保護者 ② 友人 ③ 先輩 ④ 後輩 ⑤ HR担任 ⑥ 養護教諭 ⑦ 気の合う先生
⑧ 教育相談係（カウンセラー） ⑨ 部活の顧問 ⑩ その他
- 19 「その他」と回答した生徒へ。誰と相談しました。（書ける人は書いてください）
- 20 今悩んでいることや、先生に相談したいことがありますか。
① ある ② ない
- 21 「ある」と答えた生徒へ。どの先生と相談したいですか。（複数回答可）
① HR担任 ② 教育相談係（カウンセラー） ③ 養護教諭 ④ 教頭先生 ⑤ その他
- 22 「その他」と答えた生徒へ。 誰と相談したいですか。
- 23 『いじめ防止対策推進法』の第2条を読んで確認したらを入れてください。
『いじめ防止対策推進法』
第2条（いじめの定義）
この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。
- 24 『いじめ防止対策推進法』の第4条を読んで確認したらを入れてください。
『いじめ防止対策推進法』
第4条（いじめの禁止）
生徒は、いじめを行ってはならない。